

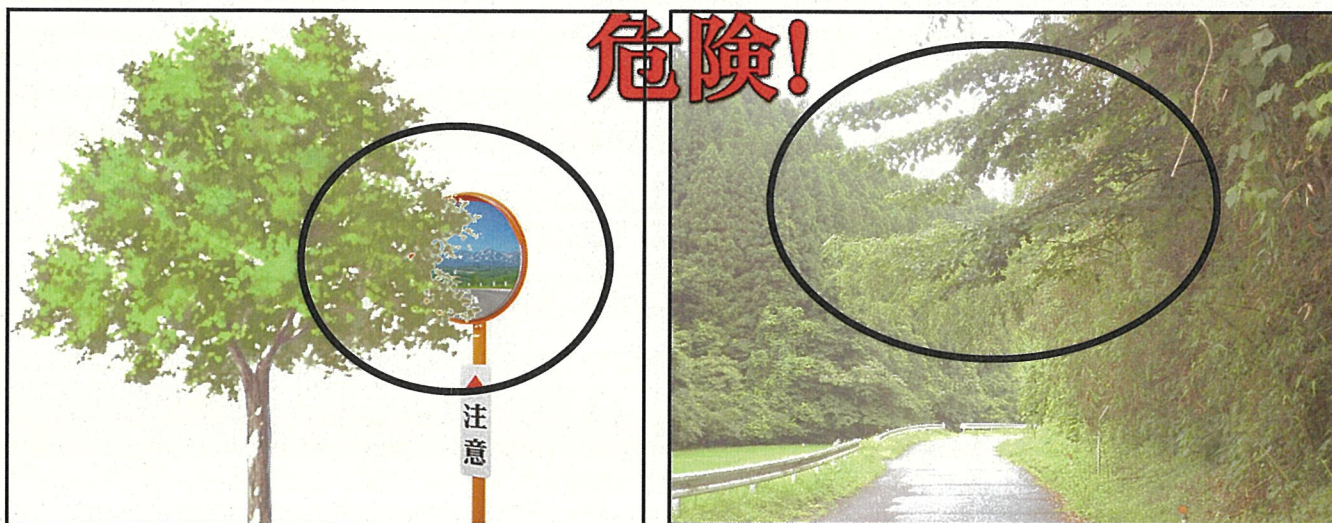
私有地から道路にはみ出した樹木の剪定にご協力をお願いします



ご自宅や所有地の樹木が道路にはみ出て、通行の妨げになったり標識やカーブミラーを隠したりして危険な箇所があります。

これらの**支障木が原因で交通事故が起きた場合は**、民法第717条により、**その所有者が責任を問われる**ことがあります。

個人での伐採のほか、地域の道路愛護活動や中山間・多面的集落協定の共同作業などを活用し、支障木の伐採にご協力をお願いします。



【注意事項など】

- 電線や電話線がある場合は、東北電力（平日9時～17時：TEL0120-175-377、左記以外：0120-175-366）またはNTT（TEL0120-444-113）に連絡し、相談してください。
- 通行する車両、自転車や歩行者の安全を確保してください。
- 樹木や高所からの転落に十分に注意して下さい。
- ◎道路管理上、危険で緊急を要する場合は県や村が支障木を伐採することがあります。

車・歩行者が安全に通行するために、ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・ 国、県道：福島県棚倉土木事務所業務課 | TEL0247-33-3133 |
| ・ 村 道 等：鮫川村役場地域整備課建設係 | TEL0247-49-3114 |